

民法（債権法）改正 の個別論点とその問題点 Vol.2

I 基本方針の解除権

民法改正問題特別委員会 委員 増田 眞里

1 「契約の重大不履行」概念による 無催告解除

民法（債権法）改正検討委員会の『債権法改正の基本方針』（以下「基本方針」と略称）は、これまでの“債務不履行+「債務者の帰責事由」”のある場合にサンクションとして債権者に解除権を認める伝統的な契約責任論から脱却して、「帰責事由」という債務者側の主観的な要件ではなく、解除を債権者の視点から「**契約の拘束力からの離脱**」と捉える最近の学説

の流れ（ジュリスト 1817 号 p87～山本敬三「契約の拘束力と契約責任の展開」）をくんで、解除を構成し直しています。（基本方針【3.1.1.77】（1））【表参照】

この最近の契約責任論は、債権者からの視点で、解除の当否・限界を確定すべきであるとの立場であり、些細な履行障害では債権者は契約を解除できず、契約を解除するには‘解除を正当化するだけの積極的根拠’として「**履行障害が重大なものでなければならぬ**」して、「**重大な不履行**」を要求するのです。

「基本方針」を策定した「民法（債権法）改訂検討

伝統的な契約責任論	最近の契約責任論
<ul style="list-style-type: none"> ① 契約により債権債務が発生する ② 債権債務(引いて契約)から基礎づけられるのは履行請求のみ ③ 損害賠償と解除は、別の根拠で導かれる(サンクション)。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約責任の問題も債権債務の発生原因たる契約に接合して構成 ② 損害賠償や解除も契約の拘束力から導かれる(なお、履行請求は他の救済手段と並ぶものとされる)サンクションではない
<p>債務不履行という債務者の行為に照準→履行遅滞・履行不能・不完全履行に即して解釈→損害賠償と同様、不履行+「帰責事由」を要求する。</p>	<p>契約解除は契約の拘束力からの離脱を認める制度(契約の拘束力の限界を画する制度)→契約に拘束力が認められるのも、当事者が得ようとした一定の利益や価値の取得を保証するためその限りにおいてであるから、そのような利益や価値の取得がもはや望めなくなる場合には、もはや契約の拘束力を認める意味がない。この手段が契約解除。 →「帰責事由」不要</p>

委員会」を構成する、学者達はこの立場に立っています。

また、今回債権法改正の提案をする趣旨の一つに「市場のグローバル化への対応としての取引法の国際的調和」が掲げられているところ、ウィーン売買条約(CISG) 49 (1) で「買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる」として(a)「契約またはこの条約に基づく買主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合」を挙げています。

つまり、重大不履行を(無催告)解除の要件とすることは、「平成のボアソナード」たらんとする学者たちの考えに沿いし、ウィーン売買条約とも平仄が合う方向であるというわけです。

なお、契約の拘束からの離脱は、反対債務を免れることでもあるので、基本方針では「当事者の一方が解除権を行使すれば、他方当事者は履行請求ができない」【3.1.1.82】とする一方で、危険負担制度を廃止しています【3.1.1.85】。要するに、基本方針の立場では、契約の内容として、履行請求権【3.1.1.54】～【3.1.1.56】・追完請求権【3.1.1.57】と追完権【3.1.1.58】、損害賠償請求権(それぞれ相互間の限界については解釈上の問題は残りますが)が含まれていることを明示するとともに、これらの契約の拘束から逃れる手段として解除がある、言いかえれば履行請求・追完、損害賠償ではまかなえないときに解除が認められる(【3.1.1.56】、【3.1.1.63】参照)、という構造を明確にしようとしています。

2 重大な不履行とは

基本方針においては、重大な不履行の定義規定を置き、「契約当事者の一方が債務の不履行をしなかったことによって、相手方が契約に対する正当な期待を失った場合」と定義しており、次に定期行為の場合の期限

徒過を重大な不履行の類型としています。

重大な不履行であるかの判断については、改正試案の提案要旨や提案者の講演においては、債権者が当該債務不履行によって契約利益を失い契約の存続を合理的に期待できないか否かの判断は、問題となっている契約類型ごとに客観的に定められるべき契約利益が、その基底におかれると説明されている。

ただ、契約書に契約利益をすべて盛り込んでおけば、解除できる範囲が設定されてしまうのではないかという疑問が生じますがそれに対しては、個別当事者が当該合意に盛り込んだ主観的な契約利益がすべて考慮されるわけではない、と説明されているが、その線引きについては、解釈とりわけ裁判において解除の可否を決する裁判所の裁量の要素が存在することは避けられません。

この点、ウィーン売買条約では、「契約違反を行った当事者が(契約目的が実質的に達成できないという不利益な)結果が生じることを予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない」(CISG25 但書)としているのに対し、基本方針の改正試案ではこのような規定がない点で「裁判所の裁量」の集積を待つだけでいいのか、疑問は残ります。

3 催告解除規定の併存とそのあり方

1 基本方針では、催告解除(現民法541条)が、債務不履行を受けた債権者に対して、契約から迅速に離脱をして新たな取引を締結することへの機会を与えることを企図したものであると捉え、また、無催告解除が法的に可能で場合でも実務では念のため催告解除をすることが多いことから、**催告解除を並列的に**設けています。

この点については、催告解除は、実務上多用されているから、催告解除の制度をおくことについて、実務家としては、諸手を挙げて歓迎するところでは。

2 問題点と大阪弁護士会の対案提案

しかし基本方針【3.1.1.77】(2)は、催告解除が重要だとして「債務の不履行に加えて一定期間を定めて催告をしておかつ催告に応じないことが契約の重大な不履行に当たるとき」には解除でき、(3)で事業者間においては特に迅速性を重視して重大不履行であることの立証責任を転換させて解除を容易にしたとの構造を採っています。

(2)は、改正検討委員会の案を見ていくと、基本方針提案形成の最終段階で挿入されていますが、これを読むと、「もともとそれほど重大でない不履行であっても催告後なお履行されないことが重大な不履行に当たる場合には、解除が許される」ということとなりますが、催告後なお履行されないことが「契約の重大な不履行である場合」と「契約の重大な不履行ではない場合」との区別が、にわかには判りにくいように感じられます。

なお、大阪弁護士会では対案として次の提案をしています(両論併記です)。

.....
<甲案> 契約の[中心/核心部分]となる債務につき、当事者の一方が履行をしない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには、相手方は契約の解除をすることができる。

<乙案> 当事者の一方が債務の履行をしない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには、相手方は契約の解除

をすることができる。ただし、期間内に履行をしないことが契約の重大な不履行に当たらないときは、この限りでない。

.....
これらは、付随義務のうち本体的でないものの不履行(たとえば、マンションの販売契約に対し、浴室の水道蛇口がイタリア製であることが内容とされていた場合に、当該蛇口が製造元の職人の死亡等で入手不可能となった場合)には、解除ができることを阻止できるような構成を執りつつ、重大不履行の概念の催告解除を無催告解除と一元化しつつ、実務の要請にも応えるもの(乙案)、「契約の重大な不履行」概念が債権者からの視点から生まれた概念であることに鑑みて、「債務者に抗弁として主張立証させる」よりも、「解除をする債権者側がまず主張・立証するものとする構造をとり、催告解除は政策的なものであるからこれを前面に出して『契約の中心的債務(または核心部分)の不履行』に対して催告解除を認めようとしています(甲案)。

4 その他

解除権の不可分性、解除権の消滅(現行547条548条)については、現行法を維持しています。

新設規定で注目すべきものとして「同一当事者間で結ばれた複数の契約の間に密接な関連性がある場合において、一の契約に解除原因があり、これによって複数の契約を締結した目的が全体として達成できなくなったとき、当事者は、【3.1.1.77】に従い、当該複数の契約全部を解除することができる」【3.1.1.81】があります。

II 不実表示について

民法改正問題特別委員会 委員 上田 純

らに「知ることができた」場合に拡大しているものです。

I 基本方針の紹介

基本方針は、消費者契約法4条1項1号の「不実告知」による取消について、①適用範囲を拡大した上で、②民法に取込み、さらに、③一般法化する、としています【1.5.15】。

1 適用範囲の拡大(①)

まず、現行消費者契約法4条4項では、**不実告知の対象となる事項(重要事項)**について、i 契約目的物の「質・用途・その他内容」や「対価その他の取引条件」であり、かつ、ii 契約締結判断に「通常影響を及ぼすべき」事項に限定していますが、基本方針の提案では、このiの限定を撤廃し、iiの要件のみとしています。

また、「**事実と異なることを告げる(告知)**」という行為要件を、黙示的表示も含む広い概念である「表示」に緩和しています。この要件緩和により、消費者契約法4条2項の「不利益事実の不告知」による取消のケースもこの「不実表示」に含まれるとされています。「不利益事実の不告知」は利益事項のみを告げて不利益事実は存在しないと思わせる行為であり、それ自体1つの不実表示と評価できるということです。

さらに、**第三者による不実表示のケース**もその適用場面を拡大しています。即ち、事業者からの契約締結の媒介受託者という消費者契約法5条1項の要件を、「代理人その他その行為につき相手方が責任を負うべき者」に拡げています。また、これに該当しない場合でも、当該第三者の不実表示を相手方が知り、または知ることができたときにも適用されるものとしています。後者は、基本方針における詐欺の提案【1.5.16】と同様に、「知っていた」場合(現行民法96条2項)に加え、さ

2 民法への取込み(②)

基本方針では、この「不実表示」を含む消費者契約法の取消規定について、民法典の法律行為・意思表示の節に取込むという提案をしています。全ての消費者(≒自然人)に適用される消費者契約法のルールは、民法と同様の一般性・普遍性を有すること等が根拠とされています。

なお、民法へ取り込む結果として、詐欺等と同じ期間制限に服することとなり、行使期間が「追認可能時から3年・行為時から10年」に延長されます【1.5.59】／なお、現行消費者契約法7条は「追認可能時から6か月・契約締結時から5年」。

3 一般法化(③)

基本方針では、「不実表示」のみ、その適用範囲を事業者・消費者間に限定せず、錯誤や詐欺と同様に広く人対人の取引に適用すべく一般法化しています。消費者でなくとも、不実表示があれば誤認する危険が大きく、表意者を保護すべき必要性が高い上、相手方も自ら誤った事実を表示した以上、契約取消の不利益を被ることをやむを得ないからであるとされています。この一般法化により、事業者も不実表示による取消権を有することになりますので、企業法務の分野では特に影響が大きいと思われます。

4 錯誤・詐欺との違い

不実表示が立法化されれば、契約締結過程で誤解を生じた場合には、錯誤・詐欺に加え、不実表示も使えるようになります。錯誤と比べると動機の錯誤(事実錯誤)における法律行為の内容化が不要となる点において、また、詐欺と比べると相手

方の故意が不要である点において、いずれにしても不実表示の方が使いやすいと考えられますので、誤解に基づき締結した契約の解消の問題については、まず、不実表示の適用を検討することになるでしょう。

2 問題点と意見(意見書22頁～25頁)

基本方針は前記1①記載の通り、「不実告知」の適用範囲を拡げたため、その点では、**表意者(消費者等)**の保護がこれまで以上に**図られる**と考えられ、評価できる提案です。

しかしながら、以下のような問題が考えられます。

1 事業者から消費者への取消権行使の問題

前記1③の一般法化により、**消費者の不実表示による事業者の取消権**も認められることとなります。

しかしながら、不実表示は、それが故意・過失に基づく場合に限定されておらず、単なる不注意や誤解に基づく不実表示の場合も広く取消の対象となるため、契約締結から数年後に事業者から消費者に対し不意打ち的に取消権を行使されることにもなりえ、消費者に不測の損害を与える可能性があります。また、この場合、前記1①iiの『契約締結判断に「通常影響を及ぼすべき」事項』の要件該当性については、事業者を基準に判断されることとなりますので、その該当性について消費者側が十分認識できない可能性もあります。

そもそも、「不実告知」による取消規定は、事業者と消費者の情報の量・質や交渉力の格差を考慮し、消費者に自己責任を求めることが適切でないとの考えから立法化されたものであるため、情報の量・質や交渉力が消費者を遥かに上回る事業者が

十分調査確認せず消費者の説明を軽信して契約締結した場合に、当該事業者に自己責任を求めることが不適切と言いきれるかは疑問です。勿論、このようなケースにおいては、訴訟において、不実表示の要件である事業者の「誤信」や「因果関係」が容易に認められないとも思われますが、確定的ではありません。

従って、事業者から消費者への不実表示による取消権行使については、何らかの制限を設けるべきではないかと考えられます。

例えば、消費者による不実表示の場合には、当該消費者(不実表示者)に重過失がある場合や、当該事業者(表意者)に過失がない場合等に取消権行使を制限すること等が考えられます。

2 消費者契約法の立法趣旨の考慮の問題

消費者契約法の各規定の適用にあたっては、裁判実務上、その立法趣旨や目的規定(情報の量・質や交渉力の格差/消費者契約法1条)を参照し、その趣旨等に沿った解釈により消費者保護を図る例がありました。

しかしながら、基本方針の提案では、本来の立法趣旨(情報の量・質や交渉力の格差)を規定として取込むことになっていませんので、消費者契約法から民法に取り込まれた「不実表示」等の個別条項の適用にあたり、目的規定等を参照することが困難となり、結果として、立法趣旨を参照した個別条項の解釈適用がなされず、ひいては**消費者保護が後退するおそれ**があります。

そこで、消費者契約に関する適用場面において、消費者契約法の立法趣旨(情報の量・質や交渉力の格差)が参照・考慮されるよう、その趣旨を解釈規定(現民法2条参照)として民法に盛り込むべきであると考えられます。

III 債権譲渡禁止特約の効力について

民法改正問題特別委員会 委員 徳田 琢

I 基本方針の内容

譲渡禁止特約について、基本方針が企図する現行民法からの改正点は、以下の二点です。その余については、現在の判例の結論を明文化するもので、現行民法からの実質的な改正を企図するものではないと考えられます。

- ① 譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力を、物権的無効ではなく、譲渡当事者及び対第三者との関係では有効とすること。
- ② 「第三者対抗要件が備えられている場合で、譲渡人について倒産手続の開始決定があったとき」についても、債務者は、譲渡禁止特約をもって譲受人に対抗することができないようにすること。

2 基本方針の問題点

1 譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力について(上記1①)

譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力については、最二小判平成21年3月27日が、「譲渡禁止の特約に反して債権を譲渡した債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情のない限り、その無効を主張することは許されない」との判示を行っており、譲渡禁止特約が債務者の利益を保全する制度である点を強調する立場からすれば、「譲渡当事者及び対第三者との関係では有効とする」との基本方針の方向性は、十分理解が及ぶところであろうと思われます。

ところで、譲渡禁止特約の付された債権の譲渡後、譲渡人に倒産手続が開始した場合について、

譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力を物権的無効と解すれば、倒産管財人等が当該債権を回収した場合における譲受人の倒産管財人等に対する請求権は、担保責任にかかる請求権として倒産手続開始前の原因に基づく破産債権・再生債権等となることから、現行民法下においては、譲渡禁止特約に反する債権譲渡がなされた債権についても譲渡人の倒産財団に属するとの前提において倒産実務が運営され、当該運営が倒産者の再生・更生乃至一般債権や労働債権への弁済原資の確保に役立ってきた事実があります。しかしながら、譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力を譲渡当事者間では有効と解すれば、上記譲受人の倒産管財人等に対する請求権は、不当利得返還請求権として倒産手続開始後の原因に基づく財団債権・共益債権等となり、当該倒産実務は覆ることになると考えられます。

この点については、現行民法下の倒産実務を翻して、譲渡禁止特約について悪意・重過失である譲受人(善意・無重過失である譲受人は、そもそも譲渡禁止特約を対抗されない)の保護をそこまで強化する必要はないとの意見も考えられるところではありますが、譲渡禁止特約は、債務者の利益を保全する為の制度であり、倒産管財人等や他の債権者の利益を保全する為の制度ではないことから、やむを得ないとの意見も十分考えられるところと思われます。

2 譲渡人の倒産手続開始と譲渡禁止特約について(上記1②)

上記の通り、譲渡禁止特約に反する債権譲渡の効力を譲渡当事者間では有効と解すれば、当該債権の譲受人の倒産管財人等に対する請求権は財団債権・共益債権等となるところ、基本方針は、これを超えて、**当該譲受人に、債務者に対する直接の**

請求権を認めることを企図しております。これを具体的に説明すれば、例えば、譲渡禁止特約の付された債権をサイレント方式（債務者非通知方式）で流動化した場合（当該債権を、ローン・匿名組合出資等により資金調達する Special Purpose Entity〔SPE〕に譲渡した場合）において、譲渡人の倒産手続開始により、当該債権の回収金にかかるキャッシュフローが阻害されない（倒産管財人等が当該債権を一旦回収し、財団債権・共益債権等として SPE に弁済することにより、キャッシュフローが滞滞し、SPE が予定通りにローン金利等を支払うことができないこととなる事態を回避する）等の効果を企図するものと推察されます。

しかしながら、基本方針が、譲渡禁止特約自体の有効性を認め、それにより守られるべき債務者の利益の存在を肯定する立場を維持する以上、譲渡人の倒産手続開始という債務者にとって何らの帰責性もない事象によって債務者の譲渡禁止特約による利益が奪われる理由の説明は必ずしも容易ではないものと思われます。また、譲渡人が倒産手続ではなく事業再生 ADR や任意整理を行った場合（更には、事実上夜逃げし債務整理を放置した場合）、又、将来債権譲渡による流動化について、倒産管財人等の下で発生する新たな債権にはその効力が及ばないとの結論を採った場合等を想定すると、基本方針が企図する債権流動化の促進効果等も、ある程度限定的となる可能性が否定できないように思われます。

したがって、譲渡人の倒産手続開始の場合に限って譲渡禁止特約の効果を制限する意義があるのか否かを含めて、この点は、更に慎重な検討を要するものと思われます。

また、基本方針によれば、譲渡人の倒産手続の開始決定により、債務者に対抗できない譲受人が

債務者に対抗できる譲受人に昇格することとなり、債務者にとっては、弁済すべき債権者が変更することとなるところ、当該新債権者が、早期に債務者権利行使要件（従来の債務者対抗要件）を具備していた場合、債務者は、当該倒産手続の開始決定さえなければ対抗できたはずの「従来の債権者に対して譲渡人の倒産手続の開始決定時までに生じた事由」を、新債権者には対抗できなくなる可能性が生じ得ます。したがって、基本方針に従う場合には、併せて、「債務者は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに、譲渡人（又は、譲渡人の倒産手続の開始決定時までに債務者に対抗できる譲受人であった者）に対して生じた事由をもって対抗できる」旨の規定を別途設けるべきことになろうと考えられます。

なお、金融機関等から、大量処理が必要な預金債権については、上記について特例を設けるべきとの意見があると仄聞してありますが、この点についても、預金債権に限って特例を設けることの可否を含めて、更に慎重な検討の余地があると思われます。

IV 役務提供契約

民法改正問題特別委員会 委員 藤川 真之介

I 趣旨

役務を提供する契約は、多様化するとともに、その重要性が高まっています。これに対して、現行の民法典には雇用・請負・委任・寄託の4種類の典型契約しかなく、これらの典型契約に当てはまらない役務提供契約の受け皿となる規定がありません。そこで、**役務提供契約の一般規定を創設する提案**がなされました。

2 内容

役務提供契約に関する規定の大部分は、**報酬請求に関する規定**です。

報酬の支払方式に関しては、成果の完成に対して報酬を支払う**成果完成型**と履行割合に応じて報酬を支

払う**履行割合型**の2つの定めが置かれ、成果完成型の合意がないときは、履行割合型となることが定められています。

そして、**役務提供が不可能となった場合の報酬請求**に関しては、現民法536条の場合は表1のようになりますが、改正提案では、役務提供不能の原因の違いによって、また、成果完成型か履行割合型かによって、請求できる内容が異なることとされ、表2のようになります。

この点、委員会は、改正提案について、現民法536条2項を役務提供契約に即して具体化したものとしていますが、役務提供不能の原因とされる「役務受領者に生じた事由」「役務受領者の義務違反」がどのような場合を想定したものなのか不明確で、「債権者の責めに帰すべき事由」を要件とする現民法と異なる帰結が生じることも考えられることから、今後の議論が待たれるところです。

【表1】現民法536条の場合

履行不能の原因	報酬
当事者双方の責めに帰することができない事由による場合	反対給付を受ける権利を有しない。
債権者の責めに帰すべき事由による場合	反対給付を受ける権利を失わない。

【表2】改正提案の場合

役務提供不能の原因	成果完成型	履行割合型
役務受領者に生じた事由でも役務受領者の義務違反でもない場合	報酬は請求できない。ただし、役務提供の成果が可分で、かつ、既履行部分について役務受領者が利益を有するときは、既履行部分に対する報酬を請求できる。	履行の割合に応じた報酬を請求できる。
役務受領者に生じた事由による場合	履行の割合に応じた報酬およびその中に含まれていない費用を請求できる。	
役務受領者の義務違反による場合	約定の報酬から債務を免がれることによって得た利益を控除した額を請求できる。	〈任意解除権がない場合〉左に同じ。
		〈任意解除権がある場合〉役務受領者に生じた事由による場合と同じ。

※藤川真之介会員は、11月11日付で第一東京弁護士会に登録換えされています。

V 債権時効総論

民法改正問題特別委員会 副委員長 山形 康郎

I 債権時効の対象

債権時効の対象は、「債権（不動産賃借権を除く。）とする」とされています（[3.1.3.43]）。

これは、現行法の不動産賃借権を除く債権の消滅時効に相当します。

このように基本方針が他の財産権の消滅時効と区別して、債権時効として別個に取り出したこと理由として、基本方針では、債権時効期間満了の効果において提案されている履行拒絶権構成をとった場合、他の財産権の消滅時効（遡及的消滅構成）とは、大きく異なることとなるからと説明されています。

ただし、期間満了時の効果に関する考え方については、検討委員会内では、他の財産権の消滅時効と同じく遡及的消滅構成とするとの考えの方が多数を占める（甲説として提案された）結果となっており、上記説明は、現時点では、必ずしも最大の理由とはならないようにも思われます。

このほか、期間満了時の効果をどのように考えるかに関わらず、債権の時効に関しては、起算点において主観的起算点を導入する提案、合意による時効期間の設定の提案、時効障害事由における提案、その他の法的構成においても他の財産権の消滅時効の定める規律と異なる提案が数多くなされているので、それらが実現するのであれば、やはり他の財産権の消滅時効とその相違点を明確にする必要は高く、別途「債権時効」として定め、債権編に配置することが適当であるとの説明もなされています。

2 債権時効制度の存在理由とそのあり方について

基本方針が考える債権時効制度の根幹的存在理由は、「時の経過による事実関係の曖昧化によって生じう

る諸々の負担と危険から人々と取引社会を解放し、人々の日常生活の安心と取引社会の安定を維持することにある」（別冊 NBL198 頁）とされており、債権者から債権を奪うことや、実質的に権利を失わせること、債務者の義務を免れさせることに目的があるわけではなく、それらはあくまでも反射的結果・付随的結果に位置付けられると説明されています。

このため、基本方針においても、債権時効制度によって、未履行の債務者が履行を免れたり、債権者が債権を喪失したりすることになる結果自体は好ましいことではなく、著しく不当と解されるようなケースが生じないような制度設計がされるべきであると説明されています。

また、債権者においては、債権時効の効果の発生を阻止する機会と手段が適切に与えられるように設計する必要があるとも考えられています。

このほか、現行法上は、短期消滅時効制度をはじめとして、様々な時効期間に関する定めがあり、複雑であるばかりか、適用範囲も不明確であること、時効期間の相違についての合理性にも疑問があることなどから、債権者の属性、債務者の属性、債権の種類、法的性質等の違いに関わらず、時効期間について統一的で分かりやすいものとする必要があると考えられています。

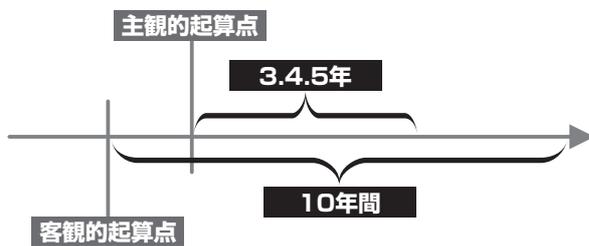
これらを踏まえ、具体的には、①債権時効の対象及び時効期間、②債権時効障害、③債権時効期間満了の効果という形で基本方針による各提案がなされています。

3 債権時効期間の原則（[3.1.3.44]）

1 基本方針の紹介

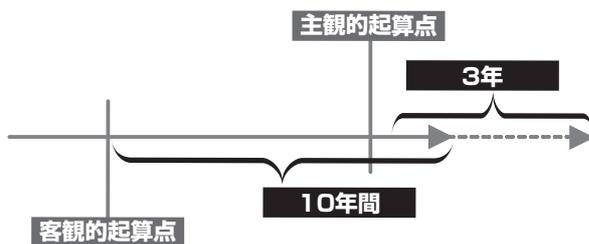
債権時効の原則的な起算点と時効期間については、①債権を行使することができる時から 10 年を経過

することによって満了すると客観的起算点から10年間という時効期間と、②債権者が債権発生の原因及び債権者を知ったときは、その知ったときまたは上記客観的起算点のいずれか後に到来した時から〔3・4・5年〕の経過によって満了すると主観的起算点からの短期の時効期間との組み合わせによって定まるとの提案がなされています。



なお、主観的起算点からの時効期間を3年とする提案を採用した場合においては、その主観的起算点が客観的起算点から10年の時効期間が満了する前に到来した場合、客観的起算点からの時効期間の満了に関わらず、債権時効の期間は満了しないとの提案もなされています。

この提案によると主観的起算点が客観的起算点からの時効期間の満了の直前に到来した場合、時効期間は最長で13年ということになります。



主観的起算点からの時効期間を3年とする場合に限ってなされている理由は、3年を超えて時効期間を定めている場合にも、時効期間満了まで時効が完成しないとすることは、事実関係の曖昧による負担と危険への債務者及び取引社会の拘束が重く

なりすぎるからという判断によるものと説明されています (別冊 NBL199 頁)。

2 問題点と意見

こうした提案に対して、広く一般市民から法律に関する相談を受ける実務法曹の感覚からすると、主観的起算点からの債権時効期間をいきなり3年に統一することは、権利保護の期間として短すぎるのではないかと考えられるため、その期間は、少なくとも5年とすべきではないかとの意見を意見書において述べています。

また、上記のとおり、基本方針では、主観的起算点からの時効期間について3年説を採用した場合、債権時効期間は、最長で、13年となる提案がなされていますが、これについても、起算点が2つ存在する上に、両方の時効期間を合計するという点で、複雑で、市民にとって分かりにくい制度であり、時効期間に関する当事者の予測を極めて困難にする提案であると考えています。

すなわち、債務者の側から見れば、債権者に主観的起算点が到来したか否かは、関知し得ないケースも多いので、そのような場合には、結局、最長の13年間の対応準備を強いられることになってしまうからです。

また、主観的起算点から3年の場合にのみ時効期間の延長を認め、4年・5年の場合には、客観的起算点からの10年で満了させるというのも、その区別に合理性がないと考えられます。

そもそも、債務者にとって、権利行使を受けるリスクがある期間として、客観的起算点からの10年が定められていますので、これに統一すべきであって、期間満了直前に主観的起算点が到来した債権者については、時効障害で対応せざるを得ないことになってしまってもやむを得ないものと考え、意見書においては、本提案については、反対しています。